

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第7条、第2号及び第3号に係る参照条文

○駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあつては、その定めるところによる。

2・3 （略）

別表（第十一条関係）

項		事業の区分		国の負担又は補助の割合
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二	漁港	（略）	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	十分の五・五
三	港湾	（略）	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設（以下「水域施設等」という。）の建設及び改良	十分の五・五（港湾法第四十二条第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、十分の四・五）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）